西晉の占田・課田・租調制の再檢討

張　學鋒

はじめに
第一章　占田・課田・租調制の研究史と問題の所在
第一節　從來の研究
第二節　問題の所在
第三節　問題解決の方法
第二章　占田・課田の解釋
第一節　いわゆる「占田」について
第二節　いわゆる「課田」について
第三章　西晉の租調徵收體系
第一節　「戶調之式」と西晉租調制度の成立
第二節　西晉の戶調徵收
第三節　西晉の課田租額
むすび

はじめに

西晉の占田・課田・租調制度については、從來膨大な研究成果が蓄積されて來、その研究史を整理するだけで優に一册

の本になろう。制度の制定からその内容、法文の規定からその現實の運用に至るまで、今まで論及されなかった問題は既になきに等しい。現存の史料からこの問題に關して更に研究を深める餘地は殆どないかの感をすら受ける。だが史料の缺や簡略に過ぎる記述ゆえ、西晉の占田・課田・租調制度への理解は從來諸説紛々たるまま今日に至っており、抑も占田・課田の基本的概念についてすら一致した見解を見ておらず、解決を要する問題なお山積しているのが現狀であろう。占田・課田・租調制を合理的に解釋すべく、筆者は先に秦漢魏晉時代の勞働生産性、及び西晉の租調制に先立つ曹魏の租調制を檢討し、一定の依據しうるデータを得た(1)。その成果に基づき本稿では、西晉の占田・課田・租調制度の研究上の問題に新たに見解を呈し、諸家の批正を得たい。以下、まず研究史を簡單に回顧し問題の所在を摘出した上で、本稿の檢討の視角が打ち出されるであろう。

第一章　占田・課田・租調制の研究史と問題の所在

第一節　從來の研究

行論の都合上、まず西晉の占田・課田・租調制を記す基本史料を以下に節を分けて擧げよう(敢えて訓讀はしない)。まず晉書食貨志(以下、食貨志と略稱)には太康元年(二八〇)、平吳後の戸調式制定について次のように記される。

㈠丁男之戸、歲輸絹三匹、綿三斤、女及次丁男爲戸者半輸。
㈡其諸邊郡或三分之二、遠者三分之一。夷人輸賓布、戸一匹、遠者或一丈。
㈢男子一人占田七十畝、女子三十畝。
㈣其外丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課。
㈤男女年十六已上至六十爲正丁、十五已下至十三・六十一已上至六十五爲次丁、十二已下六十六已上爲老小、不事。

(六)遠夷不課田者輸義米、戸三斛、遠者五斗、極遠者輸算錢、人二十八文。

(七)其官品第一至于第九、各以貴賤占田、品第一者占五十頃、第二品四十五頃、第三品四十頃、第四品三十五頃、第五品三十頃、第六品二十五頃、第七品二十頃、第八品十五頃、第九品十頃。而又以品之高卑蔭其親屬、多者及九族、少者三世。宗室・國賓・先賢之後及士人子孫亦如之。而又得蔭人以爲衣食客及佃客、品第六以上得衣食客三人、第七第八品二人、第九品及擧輩・跡禽・前驅・由基・強弩・司馬・羽林郎・殿中冗從武賁・持椎斧武騎武賁・持鈒冗從武賁・命中武賁武騎一人。其應有佃客者、官品第一第二者佃客無過五十（十五？）戸、第三品十戸、第四品七戸、第五品五戸、第六品三戸、第七品二戸、第八第九品一戸。

通典で右文に對應するのは卷一「田制上」・卷四「賦稅上」・卷七「丁中」の次の記載である。

(A)晉武帝平吳之後、制戸調之式。丁男之戸、歲輸絹三疋、綿三斤、女及次丁男爲戸者半輸。（卷四賦稅上）

(B)其諸邊郡或三分之二、遠者三分之一。夷人輸賓布、戸一疋、遠者或一丈。（卷四賦稅上）

(C)男子一人占田七十畝、女子三十畝。（卷一田制上）

(D)其丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課。（卷一田制上）

(E)晉武帝平吳後、有司奏、男子年十六以上至六十爲正丁、十五以下至十三・六十以上至六十五爲次丁、十二以下六十六以上爲老小、不事。（卷七丁中）

(F)不課田者輸義米、戸三斛、遠者五斗、極遠者輸算錢、人二十八文。（卷四賦稅上、(B)の直後に繼ぐ）

(G)其官第一品五十頃、每品減五頃以爲差、第九品十頃。而又各以品之高卑蔭其親屬、多者及九族、少者三代。宗室・國賓・先賢之後・士人子孫亦如之。而又得蔭人爲衣食客及佃客、量其官品以爲差降。（卷一田制上）

初學記卷二七「寶器部・絹第九」に引く「晉故事」には次のようにある。

(I)凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛、絹三疋、綿三斤。

(II)凡屬諸侯、皆減租穀畝一斗、計所減以增諸侯、絹一疋、以其絹爲諸侯秩。

(III)又分民租戶二斛、以爲侯奉。

(IV)其餘租及舊調絹二戶三疋綿三斤、書爲公賦、九品相通、皆輸入于官、自如舊制。

從來の研究は、それぞれ視角は異なるものの、基本的には以上三種の史料の字句解釋を中心に展開してきたと言ってよい。(2)それら成果の整理は早い時期から行われている。

日本の學界で數十年蓄積されてきた膨大な研究成果を多方面に渉り詳細に整理したのは伊藤敏雄氏の「占田・課田制の諸研究」である。(3)伊藤氏は膨大な先行研究を分析整理した上で、それらを大きく次の四種に分類している。

第一は、占田制と課田制を各々異なる郡縣民に對する田制とするA説である。(4)兩者は土地所有の性質を異にし、從って兩種の編戶の負擔する租調額も異なる。この説はまず宮崎市定氏により提唱され、以後同説を繼承した主な論者に米田賢次郎・越智重明氏らがいる。

第二は、占田と課田を同一戶内の農民に對し敷かれた田制と見るもので、伊藤氏はこれをB説とする。複合的田制であるため、組み合わせにより更に三種に細分される。

BⅠ説によれば占田と課田は同一戶内の異なる男女に對する田制で、占田の對象は戶主、課田の對象は戶主以外の「餘夫」である。この説を支持する主な論者は玉井是博・曾我部靜雄・鈴木俊・西村元佑等諸氏である。

BⅡ説は、占田・課田ともに同一の民丁とくに戶主に對するもので、課田の畝數は占田の畝數中に含まれるとする。この説は主に天野元之助・堀敏一氏らにより支持される。

BⅢ説は、BⅡ説と同じく占田・課田ともに同じ民丁とくに戶主が對象だとするが、BⅡ説と違うのは課田が占田の内に含まれないとする點である。この説を支持する主な論者に吉田虎雄・藤家禮之助・楠山修作氏らがいる。

以上が伊藤氏の整理された日本での占田・課田制研究における二類型四種の主な論點である。うち本稿に關わる個別の

論點については後に觸れることにしたい。日本の占田・課田制研究で重要な點は、多様な異なる見解が同時に存在し、かつ今日まで各說が生命力を保っており一定の影響力を持っているということである。

伊藤氏の整理後に出された研究として、筆者の知る限りでは伊藤氏自身の「西晉の占田・課田制の再檢討」[5]、楠山修作氏の「晉書食貨志記載の遠夷の二字について」[6]、渡邊信一郎氏の「占田・課田の系譜」[7]がある。

伊藤氏は從來の成果を詳細に整理する一方、別稿で新たな見解をも提示している。卽ち一丁男とくに戶主の丁男は、法律上占田七〇畝の外なお五〇畝の公田を耕さねばならず、しかもその五〇畝の公田の收穫は全て租稅として政府に納入される、という。これは中國の學界で言う「勞役地租」に同じである。自身言われるように、同說は吉田虎雄氏のそれを繼承發展したもので、BⅢ說に分類できよう。

楠山氏は「晉書食貨志の一考察」[8]でBⅢ說に分類されている。その後出た「晉書食貨志記載の遠夷の二字について」では、食貨志「戶調之式」中の四字を衍字とし、宮崎說を全面的に支持し、BⅢ說からA說へ變更されている。

渡邊氏の研究は伊藤氏の整理の上に展開されたもので、目下日本の學界で最新の研究と言えよう。氏は占田課田制下での土地所有の性質に注目する。氏によれば課田は國家的土地所有の性質を持ち、政府は土地五〇畝の分配を通じて丁男戶から戶調を徵收する。戶調の內容は「晉故事」佚文(1)に見える「租四斛、絹三疋、綿三斤」である。一方、占田は傳統的な「分田」[9]の觀念を繼承し、基本的には私田と考えられる。故に「分田」同樣に占田も租稅の負擔を負わねばならない。氏は傳統的な十分の一稅の觀念に則り占田の稅率を每畝三斗と推定する（氏は畝產三斛說を支持する）。その上で、氏は兩晉南朝の稅制の系譜を「課田→戶調：占田→田稅」の兩系統と理解、課田→戶調が五〇畝の強制割り當ての上に戶單位で徵收される定額賦課なのに對し、占田→田稅は各戶が限度內で實際に耕作する面積に應じて徵收される租稅だと理解する。課田に對する戶調は定額稅、占田に對する租稅は可變的で、各農民戶は兩系統の租稅を同時に負擔せねばならなかったというのである。

渡邊説には課田→戸調：占田→田税という二系統の土地・税制が存在したこと、占田の畝數は可變的であったこと、占田の畝税は三斗であったことなど新たな見解が見られるが、占田を私的土地所有、課田を國家的土地所有と見、その上で田租を二系統に分けて考える點では、伊藤氏のＡＢ諸説に言う課田が官田の性質を持っていたとの理解に極めて近い。各農民が占田・課田兩系統の租税を同時に擔わねばならず、占田の外に各農民に強制割り當てされる課田があったとする點では、ＢⅢ説と同じである。

西晉の占田・課田と租調制の研究は、また中國の魏晉南北朝史學界でも最も重要な課題の一つである。日本で諸説並び立っているのに對し、中國での研究は段階的に發展してきた。それら長年の研究成果が整理されたのは比較的遲く、管見の限りでは周國林氏の「西晉田租研究回顧與思考」[10]と劉安志氏の「建國以來關于西晉占田課田制的研究述評」[11]がある。これらを見ると、日本の學界が概ね占田・課田の成立及びそれらの對象者に關心を注いできたのに對して、中國の學界では占田・課田の性質に注目して來たことが分かる。紙數の關係でそれらの紹介は周・劉兩氏の整理に讓るが、總じて言えばそれら、とくに一九五〇年代以降のものは概ね日本の學界での兩種四類型に對應している[12]。

第二節　問題の所在

以上のように、この重要な問題に關して現在なお見解の一致は見られず、一部の點で共通の理解が得られてはいても、それらでさえなお検討の餘地を殘している。殘された多くの問題のうち、ここでは以下の數點に絞って注目、解決を模索したい。

第一に、西晉の占田・課田・租調制が同時期の農業勞働生産性に關わるという點である。最初に述べたように、これらの制度を論ずるとき先學はほぼ例外なく現存する史料の解讀に關心を集め、一方で農業生産上の基本的な問題、即ち勞働生産性の面から検討することを怠ってきた。勞働生産性とは單位勞働當たりの生産力を指し、簡單に言えば、一定の生産

力・經營方式のもとで各年齡層の勞働者が擔いうる耕作面積、及び通常の年度に得られた成果などのことである。無論どの時代でもこれは經濟政策上の基礎であり、およそこの規則に背いた經濟政策は想像しがたい。では占田・課田・租調制の研究に於いてはどうであるか。例えばBⅠ說では、戶主が占田七〇畝、「餘夫」が課田五〇畝を擔い、一家の內に戶主一人と餘夫二人がいたとすれば耕作面積は一七〇畝にもなる。またBⅡ說では課田が占田の內にあるとするものの、一家に戶主夫婦と一人の次丁男（一般に課田は丁男の半分とされる）がいれば課田だけでも九五畝になる。BⅢ說に至っては課田が占田の外にあり、課田の收入は全て政府に納入せねばならないのだから、生計を維持するには課田以外に占田をも耕さねばならず、一家に戶主夫婦と次丁男一人がいればその耕作面積は一九五畝にもなる。果たしてこれほどの耕地を一家數口の自作農家が耕しうるだろうか。從來の研究はこの點を殆ど考慮に入れていない。

他に、田租の額についても同樣の問題がある。多くの說によれば、占田の畝租は曹魏の舊制を繼いで「四升」、課田のそれは「晉故事」佚文(I)より「八升」とされ從って占田の田租の二倍であり、そこから占田と課田は性質を異にする別種の田制で、ひいては二種の郡縣農民がいた等の一連の見解が出されている。しかし「四升」にせよ「八升」にせよ、これらが筆者の主張する所の畝產四斛の下ではどれだけの稅率になるか。四升なら百分の一、八升では五十分の一である。こんな低い稅率が中國史上あり得たであろうか。更に、渡邊氏の說くように私田たる占田の田稅が每畝「三斗」、官田たる課田の田租がわずか「八升」では、私田の稅率が官田の四倍弱にもなる。本當にそんなことがあれば、天下の民はみな私田を捨てて官田に赴くはずではないか。こういった問題は從來殆ど顧られることがなかった。

第二に、魏晉期の農業生產の基本的狀況を把握した上で、占田・課田の規定と租調制の收取體系をどう理解するかという點である。A說にせよB說にせよ、多くの說は占田を民閒の私田、課田を政府から農民に支給される官田と捉えている。これらの說にあっては、少なくとも西晉期、占田と課田兩種の土地があったと意識されているのである。しかし當時、このような別々の二種類の田地が本當にあったのだろうか。また、一般に西晉の課田制は曹魏の屯田制廢止後に出來

た新たな制度とされており、この制度を施行した目的と契機が探られてきたが、では一方、占田制の目的と契機はどこにあったのか。

第三に、西晉の占田・課田制と租調體系を正確に把握した上で、この制度の意義や歴史的役割をいかに再評價するかという點である。從來、多くの研究が西晉の占田・課田制を北魏以後の均田制の直接の源流ないし先驅と見なし、その上で論を展開してきた。西晉の占田・課田制と租調體系について認識を新たにした後では、それと均田制との關係についても新たに認識し直すことが出來ないであろうか。

以上の點を二章以下では檢討したい。その前にまず、それらを檢討するための主な出發點を掲げておこう。

第三節　問題解決の方法

先に、西晉の占田・課田・租調制を新たに解釋するに當たり、筆者の出發點が魏晉期の勞働生産性にあることを述べた。同時期の勞働生産性に關する問題を筆者は別稿で既に扱った。要約すれば次の通りである。

1、勞働力の生産能力について。筆者は戰國秦漢の大小畝制を檢討した上で次の見解に達した。卽ち、一畝二四〇歩の大畝制は統一秦期には既に全國の公定畝制となっており、前漢武帝期に畝制が統一されたとの從來の說は根據に乏しい。同じく、漢より唐に至るまで一畝一〇〇歩の小畝制がなお公定畝制であったとの說も根據を缺く。魏晉期の畝制が大畝（以下、二四〇歩の大畝を單に畝と呼ぶ）であったことは疑いを容れない。自營農業の生産形態下、一人の中等の勞働力が耕作しうる能力は、旱地農業なら二〇畝（ほぼ今の一五市畝）前後、水田稻作なら一〇餘畝（七～八市畝）である。よって平均五、六口から成る標準的な自作農家で、戶主の丁男に妻（丁女）子（未婚丁男か次丁男）がいる場合、その耕作能力はおよそ五〇畝前後、水田なら三〇畝前後となる。(13)

2、畝産量について。兩漢魏晉南北朝期、自作農經營の生産形態下いくつかの特例を除いて、華北旱地農業の主な主食

作物である粟の、中年中田の平均畝産は四斛前後であり、畝産はあまり顯著に增加していない。南方の水田稻作の畝産は漢代では約四斛、六朝期江南の先進地域では五～六斛に達し、顯著に增加している。(14)

3、曹魏の田租について。筆者は先に「曹魏租調制度についての一考察」で文獻に見える曹魏の「畝收租四升」に疑義を呈し、先學の畝租「四斗」說を支持補強した。(15)

以上三點の問題は、いずれも西晉の占田・課田・租調制と密接に關係している。以下、右の基本認識の上に立ち西晉の占田・課田・租調制を檢討していきたい。

第二章　占田・課田の解釋

第一節　いわゆる「占田」について

前章冒頭に、食貨志など三つの史料を節に分けて揭げた。うち食貨志と通典の內容は完全に對應している。食貨志の記載を例にとると、少なくとも次の七つが規定されている。㈠內郡の庶民の戶調規定、㈡邊郡の戶調における優遇規定と夷人に對する戶調規定、㈢庶民の占田規定、㈣庶民の課田規定、㈤丁中の規定、㈥夷人に對する課稅規定、㈦官人の官品に應じた占田蔭客規定、である。うち占田に關する規定としては㈢の庶民占田規定と㈦の官人占田規定がある。兩者は明らかに性質を異にし、以下では㈢の庶民占田規定に焦點を絞りたい。

宮崎市定氏は「晉武帝の戶調式に就いて」で占田制が一般郡縣民を對象とし課田制が舊屯田民を對象とするとの說を初めて出した。これは伊藤氏のA說に當たる。同說によれば占田は一般郡縣民の私田とされ、占田制の目的は民間の土地兼併を防ぐにあって限田の性格を帶びている。對する課田は曹魏の屯田制が廢止されてのち政府が舊屯田民に給した土地で、官田の性格を持つ。この宮崎說とくに屯田が課田に移行したとの說は日本の學界に多大な影響を與え、以後多くの研

究に引き継がれている。A説はむろんB説の大半も多かれ少なかれ同説を採用、占田を民間の私田、課田を政府が農民に分給する官田と理解し、渡邊氏の最新の研究に至るまでずっとこの見解の延長上に議論は展開されてきている。しかし屯田が課田に移行した、ないし課田が官田であるとの説は、その實たしかな證據を持たない。

占田に對する種々の解釋の中で、極めて興味深いのは米田賢次郎氏のそれである。(16) 伊藤氏の分類では米田説はA説に屬する。氏は、食貨志(六)にある「遠夷不課田者」の「遠夷」を衍字と見る點では宮崎氏と同様だが、占田・課田制の理解は宮崎氏と異なっている。米田氏によれば、占田は泰始二年（二六六）に典農官を廢止してのち民間に開放された舊屯田地で、課田は平吳後「戶調式」の頒布に伴い民間に開放された舊軍屯地とされる。その他、西晉一代を通じて占田課田の他に所謂「不課田」が存在する。この「不課田」にしてようやく舊來の私有地と解されるのである。米田氏の課田・不課田説については後に再び取り上げることにし、ここでは占田の理解についてのみ焦點を絞りたい。氏が占田を泰始二年の屯田廢止後に民間に開放された土地と解したことは、屯田から課田への移行を説くあまたの説と異なる點である。占田制の制定と民屯廢止とを關連づける同説を、本稿では假に屯田→占田移行説と名附けておく。この説は筆者にとって實に示唆的である。

占田制と民屯の廢止とを關連づける説は中國にも決して少なくない。特に五十年代、占田・課田制をめぐる議論が白熱した頃、この種の説はしばしば見られた。余遜(17)・苑士興(18)・張維華(19)・金家瑞(20)氏らがその代表的論者である。ただ、諸氏は自作農の存在を殆ど考慮に入れなかったかの如くである。(21) これら諸氏の説は米田氏と趣旨の上で大きく異なり、同じ意味で屯田→占田の移行を説く譯ではないと言えよう。

ただ、米田氏の舊民屯→占田説も魅力的ではあるが、氏の「占田」に對する理解や舊軍屯→課田説、占田・課田の田租がともに「官と中分」されるとの説などは筆者と根本的に見解を異にする。占田について言えば最大の違いは、米田氏が占田を一種の屯田制に近い土地制度で、かつそこから政府が租調を徵收する制度と見なすのに對し、筆者は所謂「占田」

を單に舊典農部の屯田を處分する際の限田規定に過ぎぬと見る點である。

「占」の意味を初期の研究では單に「占有」「限制」等と解していたが、今日の大勢は「申告」「登記」と解する方向へ傾いており、從って「占田」の意味も以前の「私田の占有」や「限田」から次第に「一定の範圍内で私有する土地が自己申告により法的に認可される」といった意に解されるようになってきた。(22)「占」の字義を「申告」「登記」と解するのは漢代の用例に基づく。漢代、特に後漢期、名數(戸籍)を失った流民が自ら郡縣に申告し戸籍に登錄、編戸の民となることが奬勵され、民爵を賜與された事例は少なくない。所謂「流民の名數無くして占するを欲する者」がそれである。(23)こういった「占戸」の用例は魏晉以後、隋唐時代に至ってもなお見られる。(24)「占戸」の「占」と「占田」の「占」が同じか否かはここで一旦措く。だが假に同じとして、實のところ「占田」が「私田の占有」であれ「限田」であれ、また「私田の自己申告」であれ、それらの間に本質的な區別はない。限額内で自己申告して法的に認められた土地は、私田の占有ともなり、またある程度は限田の意味をも含むことになる。食貨志(七)、官人の官品に應じた占田蔭客規定にある「無過」の一語は、「占」字の解釋で既に先に説明したように最高限度額を表す。畢竟「占田」問題を解決する鍵は「占」字の解釋にあるのではなく、晉初に民間の私田保有が申告と法的認可を經ねばならなかったか否か、この一點にある。

晉初に民間の私田が申告・國家による登錄を經て法的に認可されたことを、直接に語る史料はもとより一片もない。推測の糸口を提供するものすら見出しがたい。なるほど、通鑑卷七九・晉泰始三年條には、司隷校尉李憙が立進縣令劉友・前尚書令山濤・中山王睦・尚書僕射武陔を官府の稻田を侵占した廉で彈劾したことを記す。しかし晉武帝は劉友を死刑にするのみで事を濟ませ、山濤らに對しては何の處分もなされていない。官府の稻田を侵占することが魏末には犯罪と見なされた故に劉友は罪を得た譯だが、だから何らかの占田の規定があったというのでは決してない。こう言うと或いは、占田が平吳後に規定されたとする論者の非難を受けるかも知れない。では平吳後の狀況はどうであったろうか。

晉書卷四六・李重傳には重の恬和への反駁を載せる。恬和は時政の宜を述べる中で王公以下の奴婢數を制限し、同時に

百姓の田宅賣却を禁止すべきを主張するが、それに對し李重は反駁の上奏をする。上奏文中、「人の田宅に既に定限なければ、則ち奴婢も宜しく偏えにその數を制すべからず」との彼の言葉は占田制を論ずる上で物議を釀してきた。王天奨氏は李重の上書が泰始九年（二七三）になされたと推測、そこからこの後制定された占田制は限田の性質と作用を持つとした。[25] 李重の上奏の時期について唐長孺氏は太康年間とし、[26] のち洪序氏も唐氏の説を支持した上で上奏時期を具體的に太康六年或いは五～七年の間としている。[27] 王・唐・洪三氏はいずれも占田・課田制が平吳後に實施されたとする論者である。王氏は、平吳後に占田制が制定されたのは必然であったという。しかし唐・洪兩氏の考證によれば、李重の上疏が泰始九年になされたとの王氏の説は明らかに誤りで、よって氏の言う必然性なるものには信頼を置けない。一方、李重の上疏が太康年間になされたとする唐・洪兩氏にあっては、「人の田宅に既に定限なし」との語を解するすべがなく、唐氏のようにただ「政府すらこの法律の效力を認めることができなかった」と推測的に述べる他なかった。文獻には民間の私田を制限したような痕跡一つ見いだせないこと、實例の上でも占田法に説かれるような制限を受けた様子の見えないこと、これらから張維華氏は占田法を立案されながら實施はされなかったものと見る。宮崎氏は占田が國家からの授田でなく私田の制限であることを強調しつつも、この時期に私田を制限せねばならなかった必然性を見出すことが出來ずにただ「これ以上超過の分を沒收するというのでもなく、單に以後の兼幷を制限するという法令に過ぎぬ」と推測するのみである。

以上の諸説を見て分かるように、占田規定を私田の制限、或いは定額內での申告制度と見ると説明に苦しむ點が實に多い。それより寧ろ、屯田民が國家の編戸となり、舊屯田が私田となる過程で土地の定額內申告を行わせた可能性の方がより高く、かつ必然的でもある。卽ち、占田を舊典農官の屯田を處理する際の規定と見て初めて、問題は氷解するのである。

曹魏の屯田制とその崩壞については豐富な研究の蓄積があり、贅言には及ばない。目下、大多數の見解が屯田→課田移行説を唱え、或いは課田を官田と理解し、甚だしくは同一の農民が「占田」「課田」兩系統の租稅を負擔し、または「占

田民」「課田民」二種の農民がいた等の說の出されてきたその原因は、課田規定と田租額の誤解にある。筆者はこれら諸說には同意できない。後述する課田規定と租調負擔についての筆者の理解に基づけば、民屯廢止以後、舊屯田民は身分と租調負擔に於いて舊來の郡縣民となんら差別されなかったはずである。この民屯廢止の際、舊屯田を整理するに當たって占田規定は時勢に應じて生まれたのである。

曹魏の軍屯には兵士の他に專ら屯田に從事する「田兵」がおり、更に士籍に屬する兵士の家族がいた。一方、典農官に屬する民屯では家族を單位として個々の家で生產が行われていたはずである。民屯では主食作物の他に桑・麻が生產され、更に屯田民は農桑の生產の他に雜役をも課されていた。(28) 曹魏數十年間の屯田耕作を經て、屯田民も旣に段々と土地に定着し始めていたであろう。從って屯田民は身分・負擔上で郡縣民と區別されてはいても、生產經營や居住形態の上では郡縣民と大した違いはなかったであろう。故に政府の主導で舊屯田の分割が進められた時、舊屯田民の得た土地は基本的に現在耕している土地であったはずである。しかし實際には事はそれほど單純ではなかったに違いない。各屯田區の狀況は當然同じではなく、或いは同じ屯田區であっても、屯田民が實際に耕作している土地の多寡、肥瘦、遠近や分配の過程で生ずる色々なトラブルは、屯田廢止の詔一つでは到底解決し得なかったはずである。更に具體的な手續きがあったとせねばならない。その手續きの全貌を具體的に知るのは難しいが、屯田民に現在耕作する土地を申告させ、典農官が登記簿を作り、審査の上で認可、同時に戶籍を作り中央に送附する—こういった過程は十分に想像できるし、また不可缺でもある。この一連の過程こそが、筆者の理解する「占田」である。無論、具體的な分配の手續きは各屯田區の典農官が實狀に應じて制定、中央はただ原則的な方針を決めるのみであったろう。この原則的方針が食貨志㈢の「男子占田七十畝、女子三十畝」に記錄をとどめていると筆者は考える。

次に問題となるのは、占田規定中の「男子」「女子」の解釋についてである。「男子」「女子」が廣く一般の男性女性を指すか、或いは特別な對象を指したか、この點も從來占田制の研究における論爭の焦點であった。中國の古典的な意味

では、「男子」とは一家の家長を指す。後漢書明帝紀、中元二年（五七）夏四月の條には「それ天下の男子に爵を賜うこと人ごとに二級、三老・孝悌・力田は人ごとに三級、爵公乗を過ぐれば子若しくは同産・同産子に移與するを得、及び流人の名數なく自占を欲する者は人ごとに一級」とあり、李賢注は前書音義を引き「男子とは戸内の長を謂う」とする。こういった古典的解釋については西嶋定生氏が疑義を呈し、漢代の賜爵の詔令やその他の「男子」に關わる諸例を分析した上で、男子とは官職を持たぬ庶民の男子一般を指し、家長や長子に限られぬ(29)とした。しかし「男子」が庶民男子の汎稱たるを證するのに氏が使った史料は、後漢書列傳第四〇・樂成靖王傳を除きいずれも前漢のものである。確かに氏の證する通り前漢の「男子」は家長に限られない。しかし問題は「天下の男子に爵を賜う」の語がほぼ後漢にしか見られず、前漢ではわずか哀帝建平四年（前三）の一例(30)しか見いだせないことである。しかも氏の引いた樂成靖王傳中、腋庭技人の哀置が「男子」韋諸に嫁いで妻となったという「男子」は、後漢では或いは特殊な用例であり、そのため李賢は特にここに「男子と稱するは官爵なければなり」と注を加えたのかも知れない。つまり前漢の「男子」の用例を以て直ちに後漢の「天下の男子に爵を賜う」の「男子」の意味を證明する方法には甚だ疑問が持たれるのである。先に引いた中元二年の賜爵の詔に「爵公乘を過ぐれば子若しくは同産・同産子に移與するを得」とあるのは、同一戸内で家長以外の男子は一般に爵を受けなかったことを示すが如くである。そして家長の爵位が民爵第八級の公乘を過ぎた時、漢代爵制では民爵が公乘を超えられぬ決まりであったため(31)、超過分を息子か同居する兄弟及びその子に譲與することができたのである。後漢の「男子」の用法は前漢から變化したようである。よって、「男子」を庶民男子の汎稱とするより、寧ろ古典的な理解に從い庶民民戸の家長と見た方がより妥當である。漢代の賜爵制度では家長が爵位を受けるのが慣例であった。漢書文帝紀中、文帝即位後に「民に爵一級を賜う」とあり、師古注に「爵を賜うとは一家の家長これを得るを謂うなり」とする。この解釋には一定の道理がある。同様に「女子」も廣く庶民の女子を指すのではなく、專ら戸主の妻を指している。「女子」の語義の考證はここでは省略するが、現に中國では今日に至るまで「男子」で戸主の男子、「女子」で戸主の妻を指すと一般には

意識されている。故に「占田」規定中の「男子」を戸主の男子、「女子」を戸主の妻と見て大過はないであろう。

「男子」が戸主、「女子」が戸主の妻であったとするなら、「占田」規定中の「男子は占田七十畝、女子は三十畝」とは一夫一婦から成る小農家族が舊屯田を受け取る際、最高限度額が一〇〇畝であったと解することができる。無論これは各戸が等しく一〇〇畝を給付されることを意味せず、單にそれは最高限度額に過ぎない。當時ふつう二人の勞働力を持つ自作農が耕し得た耕地は五〇畝前後であり、大多數の舊屯田民が實際に耕作し得た食糧作物用の耕地もこの程度であっただろう。食糧生産用地に桑麻の用地や宅地、野菜畑などを加えれば大體七〇畝程度で、この耕地保有は漢代以來の毎戸平均六、七〇畝という數と大差ない。(32)

以上をまとめると、いわゆる「占田」とはもとより從來理解されてきたような民閒の私田の制限や限額内申告の規定でもなければ、また年齡身分を問わずあらゆる男女が占有しうる土地面積の規定でもなく、舊典農官が屯田を分譲する際に舊屯田民の占有しうる土地の最高額を示した、原則的な規定である。舊屯田は一度占有されれば以後は各農戸の私有地となったはずである。從って、泰始二年後閒もなく魏と舊蜀の地の民屯が整理されると、この規定はただちに存在意義を失ったと想像される。吳の平定後、この舊規定はもう一度使われたかも知れないが、太康二年（二八一）に舊吳領の屯田を處理し終えた時、その歷史的使命を完全に終えたであろう。よって文獻に民閒の私田を制限した痕跡の全く見出されないことや、實例中でも占田法に言われるような制限を受けた形跡のないことを怪しむ必要は少しもない。更に、占田が戸ではなく「男子」「女子」を對象とし、また占田額が「百畝」となっているのは單に「一夫百畝」の傳統的觀念を繼承しているからに過ぎない。從って「占田百畝」とは、加藤繁氏のように畝制の變化を考慮せずに「當時の一家の生活に必要な大きさとせられたところで土地享有の最小限であって、最大限を定める限田ではない」(33)とすべきではなく、まして藤家禮之助氏や伊藤敏雄氏・渡邊信一郎氏のように租調の對象となる土地とすべきでもない。(34)

第二節　いわゆる「課田」について

従來の研究では、占田以上に課田をめぐる論爭がより活發になされてきた。日本では屯田→課田說の影響のもと、占田・課田の組み合わせでは違いがあっても、絕對多數の說（中でもA說とBⅠ、Ⅲ說）はいずれも課田を農民に「割り當て」られた官田（舊典農官管下の舊屯田とその他の官田を含む）としており、この點では比較的一致していると言える。よって課田は一種の田制であり、所有制の上では國家的土地所有制の性質を持つと理解されてきた。課田を耕作することは、從って一種の強制・半強制的な行爲と見られてきた。

中國の學界にも課田を官田とする見解はあり、占田の收穫は生產者に、課田の收穫は全て乃至大半が政府に歸すとする(35)。この見解は日本のBⅢ說に極めて近い。ただ、この種の「勞役地租說」とも呼ぶべき見解は中國では少數派に屬し、その他にも多樣な說が出されている(36)。一九五〇年代以後の研究について言えば、注目に値するのは「督課耕田說」と「稅制說」である。筆者は、先に結論を言えば後者の課田＝稅制說に贊成する。ただ、具體的な點では先學と大きく見解を異にする所も多い。以下、鄙見を述べてみたい。

課田が田制であるとの說に立てば、西晉期に「課田」と呼ばれる土地かものがあったことを認めることになる。鈴木俊氏は「占田」「課田」が具體的なものを指す名詞ではなかったという平中苓次氏の說(37)に贊同しながらも、「課田」が政府より占田の對象外の丁男女と舊屯田民に「割り當て」られる官田であるとする(38)。鈴木氏もなお「課田」を實體として存在したものと見ているようである。中國では、「督課耕田說」を唱えた唐長孺氏がその後の研究で舊說に修正を加え、督課の對象となった土地もまた「課田」と呼ばれたとした(39)。高敏氏もこの說を主張する(40)。つまり唐氏の「督課耕田說」と高氏の「稅制說」の背後にも、「課田」と呼ばれる土地が存在することになる。ただ、唐氏が舊說を修正した根據となる北齊の「標異鄉義慈惠石柱頌」中の「世業課田」「課田」は既に均田制が敷かれている北齊時代の用語で、これが西晉時代の

「課田」と全く同じ意味であると直ちに斷定してよいものか、疑問なしとしない。筆者の目には、以上の兩說とも些か性急な飛躍をしているように見える。西晉の「課田」の語とは特定の土地ではなく、「課田」と呼ばれる土地は存在しなかったと筆者は考えている。「課田」とは「田畝に應じて稅を課す」の意であり、課稅の對象は田畝であった。卽ち「課田」とは土地稅の課稅對象に關する一つの規定であった、これが筆者の見解である。

同じく「課田」＝稅制說を唱える諸家の中でも、課稅對象については說が大きく分かれる。王天奬氏によれば、課田は人民が實際に耕作する土地面積ではなく、政府が諸狀況に應じて提示した一定の土地面積を規準として課される「按戶徵收定額租」である。同じく課田＝稅制說を唱える高敏氏は、丁數に應じて徵稅する所謂「丁租」制說を強く主張する。(41) 周國林氏は「丁」と「戶」特に前者が賦稅徵收の主な基礎となったとする。(42) 童超氏によれば丁數に應じて算出した畝數をもとに課稅、畝數には定額があり從って稅も定額に固定されていたという。(43) このように、課稅對象の理解は近年いよいよ混亂してきている。筆者の考えでは、西晉の「課田」とはつまり土地稅の徵收であり、その對象は戶や丁ではなく、まして戶と丁の配合でもなく、農民が實際に耕作する土地である。理由は次の通りである。

まず、西晉時代に田畝に應じて徵稅をした形跡が文獻中に見られることである。晉書卷九〇良吏傳によれば、王宏は泰始の初年に汲郡太守となり優れた治績をあげ、武帝は

今、司隸校尉石鑒の上るらく、汲郡太守王宏、百姓を勤恤し敎化に方あり、開荒を督勸すること五千餘頃、而も熟田に常課あり頃田減ぜず。

と褒賞の詔を下したという。王宏への褒辭中、「課」稅が「頃田」と密に關係しており、一方「丁」や「戶」口の增加との關係は見られない。更に藝文類聚卷六五「産業部・農」に引く束晳「勸農賦」には、

唯れ百里の吏を置くや、各おの區別して曹を異にす。治民の賤職を考うるに、美は勸農より當るは莫し。一里の權を專らにし、百家の勢を擅にす。靑幡に至り、遊惰を禁ずるに及びては、田賦は頃畝を度り、與奪は己にあり、良薄は

口に決す。饒を受くるは肥脯にあり、力を得るは美酒にあり。

とある。晉書巻五一束晳傳によれば、彼が「勸農賦」を書いたのは太康年閒らしい。彼の詠った賦が現實を描いたものとすれば、西晉期には土地税を徴収する前にまず勸農の小吏が各戸の實際に耕作する「頃田」數を調べ、土地の「良薄」を審査した上で、それらに基づき租額を決定していたのであろう。このような方法は實は漢代以來の傳統を持っている。無論こういった田畝調査は毎年必ず行われる譯ではなく、租額はある程度固定されていたであろう。つまり束晳「勸農賦」から、西晉期には田畝に應じて税を課していた可能性の極めて高いことが分かる。(44) 一方、「定額戸租説」「丁租説」や「丁戸結合説」は、食貨志と晉故事の佚文から推測される以外に、何一つ傍證材料を持たないのである。

次に、勞働生産性の面から考えてみたい。先述のように、旱地農業の場合丁男一人の勞働力の限度は二〇畝前後であり、それと比べて丁女の耕作能力はより低く、未成年や老年の次丁男なら丁女よりも更に低かったはずである。よって一夫一婦を中心とする自營小農家族の耕作能力は五〇畝前後となる。この限度を超えれば、荒れ地のまま放っておくか、やむを得ず「廣種薄收」を行うか、餘った土地を小作に出すかになろうが、農村の絶對多數を占める自營小農家族がこれらの方法をとったとは想像しがたい。こう考えた上で先行研究を見れば、それらに共通する缺陷が一目瞭然となる。先行諸研究の計算によれば、一夫一婦・一次丁男の家族が耕さねばならぬ所謂「課田」は、最も控えめなBⅡ説で計算してもなお九五畝にもなる。これは到底達成し得ない生産目標である。そこで、食貨志㈣・通典㈠の「丁男は課田五十畝、丁女は二十畝、次丁男は之に半ばし女は則ち課せず」を「丁男の戸」「丁女の戸」「次丁男戸」に分けて考えてはどうだろうか。先に結論を言えば、筆者はその考えに贊成する。

最初にその考えを出したのは王天奨氏である。氏は晉故事佚文(1)の「凡そ民丁の課田は夫ごとに五十畝、收租は四斛、絹三疋、綿三斤」に注目した。「絹三疋、綿三斤」が一戸の出す戸調である以上、「夫五十畝」も一戸の耕す土地でなければならない。そこから、食貨志・通典の「丁男は課田五十畝」も實際は「丁男の戸は課田五十畝」の意であったと氏は

推論した。王氏のこの説は直ちに高志辛・柳春藩氏らから「算術式」推算として批判された。(45) 一九八〇年代に至るまで王説はなお批判を受け續けている。(46) これら批判の焦點は「夫」と「丁男」の字義の解釋にあり、いずれも「夫」を一人の成年男子と解している。「晉故事」佚文の「夫」と食貨志・通典の「丁男」とが同義か違う意味かは、單に字面からでは判定しがたい。「夫」の傳統的な字義は「一夫一婦」から成る家族だが、場合によっては確かに成年男子を指すこともあるからである。しかし耕作能力という點からこの問題を考えてみたとき、王説の合理的なことが分かる。卽ち、丁男を戶主とする「丁男戶」では、その田租（國稅）は平均的な五〇畝の耕地を規準に課され、丁女を戶主とする「丁女戶」（寡婦か男子が殘疾等）では二〇畝を、次丁男を戶主とする「次丁男戶」（父母とも死去し家に成年の兄がいないか、老いて子がいない）では一〇畝を規準に課される。「女は則ち課せず」の「女」とは多くの說に言われるように「次丁女」の意である。言い換えれば次丁女を戶主とする「次丁女戶」（父母ともに死去し家に兄らがいない）は土地があっても課稅されないということである。これら各種の戶中、「丁女戶」「次丁男戶」「次丁女戶」の比率は當然低かったはずで、絕對多數は「丁男戶」であったはずである。從って租調を概述した晉故事佚文の中で「丁男戶」以外の戶が言及されなかったのも決して不思議ではない。

以上、筆者は耕作能力の點から、課田規定の「丁男は課田五十畝、丁女は二十畝、次丁男は之に半ばし女は則ち課せず」を「丁男戶」「丁女戶」「次丁男戶」「次丁女戶」に分けて理解することで王天奬氏の說を補強した。ただ、「丁男戶」「丁女戶」といった語を使うと、容易に「按戶徵收定額租」の枠內に陷りかねない。事實、王氏自身「定額戶租」說を出している。つまり課田は實際の耕作畝數によってではなく、當時の客觀的狀況に應じ耕作の實狀をも吟味した上で、政府が一定の畝數を規準として決め、戶ごとに定額租を徵收したというのである。なるほど、法規の「表面」から見たとき確かに課田は「按戶徵收定額租」であるかに見える。しかし、あたかも次に述べる「絹三匹綿三斤」の「戶調」が按戶定額徵收ではなく單に原則的な徵收の規準に過ぎないのと同樣、課田の畝數もまた政府が地方の末端機構に與えた、田租

徴収の際の一つの規準に過ぎない。地方の末端機構が實際に田租を徴収する際には、先引晉書良吏傳や「勸農賦」に見られるように、なお人民が實際に耕作している畝數をもとに徴収していたであろう。つまり、一見「按戸徴収定額租」のように見えながら、課田法の「本質」は「按田畝課稅」である。よって西晉の田租は「戸租」や「丁租」、無論その兩者の結合でもなく、「畝租」である。調は戸により、租は畝によるという租調體系は、實は曹魏のそれと全く同じである。では、その租額はどれくらいであっただろうか。この點を、西晉の戸調に關する問題とともに次章で扱いたい。

第三章　西晉の租調徴收體系

周知のように、後漢末の建安年間、曹操は華北を統一する過程で新たな時代の潮流に對應すべく、漢代の田租・口算賦を主とする賦稅體系を廢止し、新たな賦稅徴收法を制定公布した。この新たな賦稅體系は、畝數に應じて徴收される田租と戸に應じて徴收される戸調絹綿の二大項目からなっており、これが租調徴收體系と呼ばれるものである。この體系は次の西晉王朝に踏襲され、西晉の稅制も同じく田租と戸調の二大項目から成っている。曹魏の租調制、特にその租額の問題について筆者は先に專論で述べている。(47) 以下、先に述べてきた西晉の占田・課田についての認識をもとに、また前稿の延長線上に、西晉期の租調徴收體系について個人的な見解を述べてみたい。

第一節　「戸調之式」と西晉租調制度の成立

食貨志は先の(一)～(七)までの規定の頭に「制戸調之式」を冠しており、あたかも七項目いずれもが「戸調之式」であるかの印象を受ける。事實、從來これらの項目全てを「戸調之式」と見なした研究者は少なくない。(48) 程樹德は九朝律考・晉律考の中で、「令」の例として(七)を除き(一)～(六)全てを西晉の「戸調令」と見ている。(49) 仁井田陞氏は唐令拾遺で(一)～(五)を西晉の「戸調令」と見、(六)の夷人に對する課稅規定は除外している。(50) 仁井田氏の見解に贊同するのは鈴木俊氏である。(七)が

「戶調之式」に屬さないのは明らかである。曾我部靜雄氏は西晉の泰始令に「戶調令」のほか「佃令」があることから、この「佃令」を「田令」の誤りとし、[51]㈢の庶民占田規定以下の內容は「戶調之式」と性質を異にし「田令」に屬すべきもので、これを「戶調之式」と見る理由はないとした。[52]のち堀敏一氏も同樣の說を出し、「戶調令」に屬するのは㈠㈡のみで、㈢㈣の占田・課田は「田令」に、㈤の丁中は「戶令」に屬した可能性があるとした。[53]このように諸說は明らかに分かれる。晉令は旣に散逸しており、その實の姿を知ることはできない。「戶調」の語の原義からすれば、單に戶に應じて徵收する絹と綿を指したはずで、その意味では曾我部・堀兩氏の說も道理が無くはない。だが、唐令に田令があって晉令にはないからと言って「佃令」を「田令」の誤りとする曾我部說、更に同說に贊同し㈤の丁中規定が戶令に屬した可能性があるとする堀說には、問題があるように思われる。まず「佃令」については具體的な條文は知る由もないものの、公田の佃課に關する法規であったことが推測される。曾我部氏が「佃令」を「田令」と誤解した譯は、氏の「課田」の理解にある。筆者はもとより「課田」を田制でなく稅制と理解しており、それに從えば「課田」規定は「田令」の一部となるはずがない。次に、晉令四〇篇の篇目は唐六典卷六・刑部員外郞條に記されるが、そこに「戶令」はなく、よって㈤を戶令の一部とする堀說も妥當ではない。晉令四〇篇の中で土地・財政・賦稅制度と關係がありそうな篇目としては戶調令・佃令・復除令・關市令が擧げられるが、そのうち編戶の土地・課稅・丁中と關係するのは戶調令に限られそうである。よって次のように推測できないであろうか。咸熙元年に晉令を制定し始めた段階では、庶民の土地・課稅・丁中等に關する法規はまだ唐代のように戶令・田令・賦役令などと細かく分かれてはおらず、ただ戶調令一篇でこれらの內容を包括していた、と。この推測が誤りでないなら、食貨志㈠〜㈥の諸規定はいずれも戶調令の內容となるはずである。卽ちこの一段の史料の扱いについて、筆者は程樹德說に贊同する。

但し西晉の戶調徵收規定が以上の食貨志㈠㈡のみであったかと言えば、決してそうではない。戶調の徵收と密接に關係する史料としてなお次の二つを擧げることができる。

其れ趙郡・中山・常山國の縑を輸りて絹に當つる者、及び餘處の常に疎布を輸りて綿絹に當つる者は、縑一疋もて絹六丈に當て、疎布一疋もて絹一疋に當て、絹一疋もて綿三斤に當つ。（初學記卷二七寶器部・絹第九所引晉令）

其れ上黨及び平陽は上麻二十二斤・下麻三十六斤を輸して絹一疋に當て、應田に課す者は粟麻もて半畝を加う。（太平御覽卷九九五百卉部二・麻所引晉令）

一見して明らかなように、晉令のこの二條は戸調の絹綿徵收の具體的な細則である。晉代の令と、よく知られる唐令とは性質上異なる所がある。唐令が國家の統治體制の大綱ないし行政法規定であるのに比べ、晉代の令は「施行制度」の準則であり（隋書經籍志・舊事篇後記、晉書刑法志）、ある面では唐代の式に似ている。右に引いた晉令佚文からも、そのような晉令の性質は容易に見て取れる。初學記・太平御覽に引く晉令佚文は戸調令の一部と考えてよかろう。

食貨志と通典はともに「戸調之式」制定を平吳以後とし、そのため食貨志(一)～(七)や通典(A)～(G)をみな平吳以後に初めて制定されたものだとする說が少なくない。しかし、泰始三年（二六七）に完成し翌年公布された晉令[54]中に既にこういう詳細な戸調徵收の細則があった以上、遲くとも泰始四年には西晉の戸調制度は既に形作られていたはずである。この點は先學も觸れている。ただ實際には西晉の戸調制度は晉令發布を待って初めて發效した譯でもなく、西晉建國當初、早ければ司馬昭が晉王となった咸熙年閒には既に制定、實施されていたようである。この推測は晉故事佚文と藝文類聚卷五一に引く荀綽「百官表」佚文から確證される。

晉故事は兩晉時代に幾度かの編纂を經ている。最初の晉故事三〇卷は晉律・晉令と同時に編纂され、司馬昭が晉王となった咸熙元年に原案が出され晉武帝の泰始三年に完成している。以後何度も增補され、隋書經籍志・舊唐書經籍志・新唐書藝文志はいずれも四三卷とする。更にこれら三志には他にも諸士の編纂になる、晉の年號を冠した「故事」が四種見える。[55] そのため初學記に引く晉故事がどの時代の編纂になるものか議論を引き起こしてきた。唐長孺氏は課田制が平吳後に初めて施行されたと見るため、初學記に引く課田規定を含む晉故事は四三卷本に據ったもので、晉初の三〇卷本ではない

とする。[56] しかし天野元之助氏の指摘によれば、初學記に引く晉故事佚文は性質上、政府が諸侯に分割する封戸の租調、いわゆる「分食」規定に屬し、課田・租調の規定ではない。主要なのは「凡屬諸侯」以下の部分で、前段の「凡そ民丁の課田は夫ごとに五十畝、收租四斛、絹三疋、綿三斤」は單に諸侯の俸秩を規定するための一前提に過ぎない。[57] 筆者はこの天野説に贊同し、晉初に諸侯封爵制が作られるのと同時に西晉の租調制度も既にできていたと考える。筆者は別稿で西晉諸侯の封爵體系と分食の比率を檢討し次の結論を得た。[58] 卽ち、司馬昭が晉王となった咸熙元年、裴秀らに命じて五等爵の新たな規定を作らせ、六等一〇級からなる咸熙五等爵制を制定、同年實施した。その後、微修正を經つつも、ほぼその原型は保たれてきた。諸侯の分食制度の上では、官品第一・第二の五等諸侯である開國郡縣公侯伯子男は「三分して一を食」む比率で封戸からの租穀と調絹を政府と配分し、租穀は「俸」、調絹は「秩」と呼ばれた。晉故事佚文(1)の調絹三疋との記載と、三分の一という比例を勘案すれば、五等諸侯は封戸一戸ごとに秩絹一疋を「國秩」として得たことになる。また藝文類聚所引、荀綽・百官表[59]にも言う、

五等諸侯、（中略）官品は第二、地は方七十五里、（中略）邑は三千八百戸、國秩は千八百疋。

晉制では縣公の封地は方七十五里、邑は千八百戸であり、[60] ここの三千八百戸が千八百戸なのは明らかである。國秩千八百疋なら戸ごとに絹一疋を出していたことになり、晉故事佚文の檢討結果と合致する。ここで注目すべきは百官表の「分土」に關する記載「縣公、地は方七十五里」である。筆者は前稿で、封邑の里數規定は泰始元年の武帝受禪後の新規定には見えず、よって荀綽百官表のよった原史料は咸熙五等爵制の規定に違いないことを指摘した。つまり曹魏最末の咸熙年閒、司馬氏が政權簒奪に向け鳴り物入りで準備を進めていた時、絹三疋・綿三斤の戸調制は既に出現していたことが分かる。

實は、戸調制度や後述の課田規定は、司馬昭の編纂させた晉律・晉令・晉故事や諸侯の封爵等に關する諸法規と密接不可分で、いずれも司馬氏の新王朝を開くために缺かすことのできない一連のものである。しかも新政權の財政經濟法規で

ある以上、それらは國家の律令と同様の重要さを持っている。こう見てくれば、絹三疋・綿三斤の戸調制、畝數に應じて課税する田租制や戸調徴收の細則は、晉王朝建設の當初か準備段階で既にほぼ完成しており、泰始四年の晉令の正式な公布、ましてや太康元年の吳平定を待つ必要はなかったはずである。

もし平吳以後、西晉の戸調制度に何らかの變化があったとすれば、それは食貨志「戸調之式」(二)(六)、邊郡・夷人の戸調・課税規定であろう。

まず、邊郡に對する戸調の優遇政策について見てみよう。平吳以前の西晉の境域にも當然邊郡はあり、この時期、邊郡に對する優遇政策は既に出ていたかも知れない。ただ、華北地區は傳統的に桑麻の産地で、無論地域差はあれ、戰國秦漢以來の開發を經て、その隔たりは南北差に比べれば小さかったはずである。しかし平吳以後、西晉の境域は一氣に嶺南まで廣がり、邊遠に當たる郡縣も急增した。そこで地方の物産を考慮の上、戸調の優遇處置を案ずることが焦眉の課題となったのである。よって筆者は、邊郡に對する戸調優遇策の出現を平吳以後に置くのが比較的妥當だと思う。無論、平吳以前既に出現していた可能性を全く否定する譯ではない。

次に、「夷人」の戸調に關する問題を取り上げたい。食貨志(六)に規定される「遠夷」の課税に比べ、夷人の戸調は從來の研究でさほど論爭の的とはされなかった。「夷人」については、鈴木俊氏が既に卓論を出している。即ち、夷人とは主に湖南・貴州・四川一帶の、賨布を貢納する少數民族を指し、(六)の「遠夷」とは江南一帶に住み水耕稻作を營む少數民族を指すという。(61) のち、野中敬氏もほぼ同樣の說を唱えている。(62) 筆者は基本的に兩氏の說に贊同し、戸調を負擔する「夷人」と義米を負擔する「遠夷」とは分けて理解すべきだと考える。ただ、これら夷人の住む地域はちょうど蜀と吳、咸熙元年に蜀が滅んで後は西晉と吳の境界にあった。そのため咸熙元年に戸調制を制定したとき既にこれらの地域の夷人に戸調が課せられていたとは想像しがたい。よって夷人の戸調規定は平吳以後に增補された法規と見るのが比較的妥當であろう。無論これら「夷人」以外の「遠夷」における戸ごとの義米徴收も平吳以後に增補された法規であろう。この點は第三

節で再び觸れる。

以上まとめれば、西晉の租調制度は晉建國前の咸熙元年に制定され、建國と同時か早ければその前には既に實施されていた。それを規定した條文や施行細則は泰始三年完成の戸調令に入れられたはずである。太康元年に吳を平定し全國を統一して後、新たな情勢に對應すべく元來の令文に新たな内容を加え、改めて天下に頒布したもの、これこそが食貨志の「戸調之式」である。

第二節　西晉の戸調徵收

曹操が建安九年（二〇四）に發布した新たな賦稅體系の中に「戸調」の名はないが、既に實質は備わっており、戸調の額は「絹二疋、綿二斤」であった。曹操時代に比べ西晉の「絹三疋、綿三斤」という徵收額は絹一疋、綿一斤分の增加を見ている。戸調額がいつ增加したのかは現在知る由もなく、咸熙年間に西晉の戸調制が制定された時かも知れないが、それ以前のある時點で曹魏の戸調は既に西晉と同額に增えていた可能性もある。西晉が崩壞して後の華北における、北魏が均田制を施行する前の租調徵收の詳細についても目下明らかでないが、比較的明確な戸調徵收の記錄は北魏孝文帝・太和八年（四八四）に百官の俸祿を制定した時の記事に見える(63)。太和八年以前の戸調は合わせて帛三疋二丈と絮二斤、絲一斤で、西晉の「絹三疋、綿三斤」とは異なる。太和八年には「官司の祿」を設け「戸ごとに帛三疋を增」している。ただ翌太和九年に制定公布された均田令で租調徵收に大きな變化が生じ、毎戸帛三疋の增徵もそれに伴って廢止された可能性がある。よって「絹三疋、綿三斤」の戸調額には西晉のすぐれて時代的な特質が刻されていると言える。この點は、次に述べることと密接に關係する。

曹操以來の戸調徵收においては一貫して「九品相通」或いは「九品混通」の方法がとられてきた。西晉も當然例外ではなく、先に引いた晉故事(四)に明確な記載がある。よって「歲ごとに絹三疋、綿三斤を輸る」とは決して一部の說に言うよ

うな「定額戸調」ではなく、それは單に徵收上の總原則であって、具體的に各戸の負擔にまで說き及んだものでは全くない。各戸の實際の負擔額は、下部地方組織か共同體內部で調整され、各戸の資產の高低に應じて九品に分け徵收されたのである。これが均田制施行以前の戸調徵收の大きな特徵であり、中國中世前期の賦稅徵收體系における一大特徵と言ってもよい。中國中世前期の賦稅徵收體系については機を改めて總合的に檢討する豫定なので、ここではただ各等戸の負擔額について推測してみたい。

唐代、國子監算學博士の數學教科書十一種の中に張丘建の「張丘建算經」三卷がある。(64) 卷中には次のような問題がある。

> 今、率戸絹三匹を出だす有り、貧富に依り九等を以て之を出だし、戸をして各おの二丈を差除せしめんと欲す。今、上上は三十九戸、上中は二十四戸、上下は五十七戸、中上は三十一戸、中中は七十八戸、中下は四十三戸、下上は二十五戸、下中は七十六戸、下下は一十三戸。問う。九等戸は戸ごとに各おの應に絹を出だすべきこと幾何。
>
> 答えて曰く、上上戸は戸ごとに絹五匹を出だし、上中戸は戸ごとに絹四匹二丈を出だし、上下戸は戸ごとに絹四匹を出だし、中上戸は戸ごとに絹三匹二丈を出だし、中中戸は戸ごとに絹三匹を出だし、中下戸は戸ごとに絹二匹二丈を出だし、下上戸は戸ごとに絹二匹を出だし、下中戸は戸ごとに絹一匹二丈を出だし、下下戸は戸ごとに絹一匹を出だす。

この史料は比較的早く王仲犖氏が發見、利用し、(65) 以後次第に重視されるようになってきた。「張丘建算經」は一般に北朝期の作とされ、錢寶琮氏はそれを具體的に四六六～四八四年の間としている。(66) 問題中、「率戸絹三匹を出す」との言い方には、西晉期の狀況の反映している可能性が極めて高い。問題中の總戸數は三八六戸で、これは比較的廣い地域範圍內で行われた九品相通の例である。戸等間の比例から見ても比較的現實に近い。これが全く虛構の數學問題ではなく、一定の信憑性を持つものであることが分かる。鄭欣氏は、これの基づいた資料は兩晉の官文書であった可能性が強いとする。(67)

この中で九品の中間に當たる中中戸の戸數が最も多く、その戸等の負擔する調絹は三匹である。法文中の戸調額は九品の

中中戸の負擔能力を規準に定められ、各戸等閒の差額は二丈（半匹）であった可能性が極めて高い。

もし、この「算經」が內地の丁男戸の實際の調絹負擔を物語っているとすれば、丁女・次丁男戸の實際の負擔も自ずと「九品相通」の體系をなすはずであり、邊郡の編戸もその體系で徵收されていたはずである。次丁女戸はもとより田稅を免除されており、戸調も當然免除されていただろう。

第三節　西晉の課田租額

第二章での、筆者の「課田」に對する解釋は「按田畝課稅」であり、西晉の田租徵收は「畝租」であるというものであった。本節では、西晉の課田の租額について管見を述べてみたい。

食貨志には西晉期の田租徵收額は記されておらず、從來一般には、晉故事(I)の「凡そ民丁の課田は夫ごとに五十畝、收租四斛」との記載より、西晉期の課田田租は每畝「八升」と推定されてきた。この租稅額は、曹魏期が每畝「四升」とされるのに比べ倍增している。しかし、曹魏から西晉に至るまでに田租はなぜ倍增せねばならなかったのか。從來の研究はこの方面に多大な勞力を費やしてきた。つまり、西晉の占田・課田制の研究において多種多樣な見解の出されてきた最大の原因の一つが、田租額の問題にある。よって西晉期の田租の問題を正しく理解することが、この時期の賦稅制度など社會經濟制度を理解するための鍵であると言えよう。筆者が先に戰國秦漢以來の畝制・畝產及び曹魏の租調制の租額について檢討したのも、その意圖はここにある。

西晉の租調の問題を解決するためには、やはり晉故事佚文を用いねばならない。晉故事佚文に解釋しにくい所の少なくないことは、從來の研究で屢々指摘されてきた。最大の鍵は(I)「凡そ民丁の課田は夫ごとに五十畝、收租四斛」と(III)「凡そ諸侯に屬するは皆、租穀を減ずること畝ごとに一斗、減ずる所を計り以て諸侯を增す」の閒にある。(I)より換算される畝收が「八升」であるなら、どうして「畝ごとに一斗」を減ずることができようか。そのため殆どの說は「畝一斗」を

「畝一升」の誤りとし、「斗」を「升」に改めている。こうして(I)(III)の矛盾は解決できるが、しかしこういう単純な文字の改訂で現實に合うか否かは誰もうまく説明できていない。ここで注目したいのは周國林氏の「曹魏西晉租調制度的考實與評價」である。[68] 周氏は余遜氏の指摘[69]を承け賀昌群氏[70]について曹魏の毎畝の收租が「四斗」であったことを主張する。「考實與評價」の中で氏は晉故事佚文(I)の「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛」を「凡民丁課田、夫五十畝、畝收租四斗」に改めるべきを言う。「夫五十畝」の下の「畝」字を、周氏は後代の鈔寫の過程で重文符號「〻」が脫落したもので、補うべきだとする。この點では余氏と同じである。更に、「四斛」を「四斗」に改める理由について周氏は「斛」と「斗(升)」の字形が近いため誤ったとする。「斗」を「斜」と書き、「斛」を「斜」と書き、「斗」と「升」を間違えることは兩漢魏晉南北朝期、ひいては隋唐に至るまでよくある。詳しくは賀昌群氏の「升斗辨」を參照されたい。晉故事佚文(I)を周氏のように訂正することに筆者も贊成する。こう改めた時、西晉の田租が曹魏の舊制を繼ぎ「四斗」で、稅率は十分の一であったという筆者の見解にも合うからである。のみならず、こう改めれば比較的順當かつ正確に晉故事佚文(I)以下の諸侯分食制度に關する記載を理解することができる。西晉諸侯の分食制度と晉故事佚文との關係については、筆者は先に別稿[71]で檢討を加えているのでここでは述べない。

もし西晉の田租が毎畝四斗との推測が誤りでなければ、西晉の課田規定について次のように解せる。卽ち、耕作能力に基づき推算される「丁男之戶」の、一戶平均の耕作地は五〇畝で、その田租は二〇斛となる。「丁女之戶」なら平均耕作地は二〇畝、田租は八斛。「次丁男戶」では平均一〇畝、田租四斛となるはずである。二〇斛・八斛・四斛という數は、北魏の均田制の「一夫一婦ごとに帛一疋、粟二石、北齊の均田制の一床ごとに「懇租二石、義租五斗」、北周の均田制の有室者は「粟五斛」、隋代の均田制の丁男一床ごとに「租粟三石」、更に唐代均田制の「每丁歲ごとに租粟二石を入る」と比べて極めて大きな差がある。そこには均田制とその下での租調徵收の理念、その理念と現實との隔たり、北魏以後の度量衡の變化など各方面の原因が絡んでおり、そのため單純に數字の上で比較するのは極めて危險である。これらの比較檢

討は今後の課題として殘したい。

最後に、「遠夷不課田者」の問題について說明しておきたい。食貨志(六)に「遠夷の課田せざる者は義米を輸すこと戶ごとに三斛、遠き者は五斗、極遠の者は算錢を輸すこと人ごとに二十八文」とある。この、遠夷の課說に關する規定中、通典(F)には「遠夷」の二字がない。宮崎市定氏は「遠夷」の二字が衍字であり、下文の「不課田者」は舊屯田民と區別された一般郡縣民つまり所謂「占田民」を指すとした。先述のA說はここに起源を持つ。その後楠山修作氏は「戶調之式」中、四箇所もが衍文だとし、「戶調之式」原文の面目を全く改めてしまった。「遠夷」が衍文でないことは、既に河原正博・伊藤敏雄兩氏が明證しており(72)、筆者は改めて贅言を費やす必要はない。所謂「遠夷」とは邊境の夷人を一概に指すのではなく、主に長江の南北とくに長江以南の各州郡の夷人を指し、彼らは名目上は既に晉王朝の支配に服し、郡縣に編入されていることもあるが、實際には依然元來の部落生活を保持し、「蠻酋」の直接支配を受けていた。これら夷人に對して政府はその戶口土地を掌握するすべもなければ、郡縣民のように田畝に應じて課稅することもできず、そのため戶單位で「義米」を納付させるしか方法がなかった。「義米」輸納という形を通じて、夷人は自らが既に晉王朝に歸屬した「義民」であることを表明したのである。「遠夷」の中にも、漢人の統治據點つまり郡縣城から遠い者や近い者があるため、「遠者」「極遠者」の稱があり、これらはいずれも歸屬した夷人の漢化の程度により決められる。よって、筆者の主張する課田說によるなら、所謂「遠夷不課田者」とは「遠夷で田畝に應じ課稅されざる者」の意味である。この「遠夷」とは多くが南方の山閒の盆地で水耕稻作に從事する民で、「義米」三斛は粢稻に換算して六～七斛になり、內郡の丁男戶の三分の一に當たる。歸屬した「蠻夷」が戶單位で租を貢納するのは西晉に限られず、東晉南朝でも同じである。宋書卷九七・蠻夷傳には、

荊雍州蠻は盤瓠の後なり。種落を分建し、布いて諸郡縣に在り。（中略）蠻民の順附せる者は一戶ごとに穀數斛を輸し、その餘は雜調なし。而して宋民、賦役嚴苦にして貧者復た命に堪えず、多く逃亡して蠻に入る。蠻に徭役無く、

戸　種	戸　調	田　租
內郡丁男戸	絹三匹・綿三斤	實際の耕作面積により畝毎に租穀四斗
內郡丁女戸・次丁男戸	絹一匹二丈・綿一斤八兩	
邊郡丁男戸	絹二匹・綿二斤	實際の耕作面積により畝毎に徵收（減免政策があるかも知れない）
邊郡丁女戸・次丁男戸	絹一匹・綿一斤	
邊郡遠者丁男戸	絹一匹・綿一斤	
邊郡遠者丁女戸・次丁男戸	絹二丈・綿八兩	
輸賓布夷人戸	賓布一匹，遠者一丈	田租無し
輸義米夷人戸	戸調無し	義米三斛，遠者五斗，極遠者算錢人二八文

強者も又官稅を貢がず、黨を結び群を連ね、州郡の力弱ければ則ち起ちて盜賊となる。

とある。食貨志にいう「遠夷」とはまさにこのような「蠻夷」である。「義米」三斛と「一戸ごとに穀數斛を輸す」とは、收奪量の上で基本的に一致する。「義米三斛」や「輸穀數斛」以外に原則上戸調・徭役など他の徵調はない。その他、專ら賓布を貢納する一群の「夷人」がおり、賓布を戸ごとに一匹というのも內郡の丁男戸の戸調の三分の一に當たる。

以上、西晉の租調體系に關する考察の結果は上の表のように整理することができる。

表中に掲げたのは當然華北旱地農業經營における原則上の計算に基づいたもので、實際の運用過程では、少なくとも戸等の高低、絹綿と布麻の換算、粢粟と粢稻・米の換算などの影響で變動したはずであり、また更に多くの細則があったことであろう。ただ今日それらを知る手だてはない。

むすび

以上、本稿では先學の研究を整理總括した上で、そこから西晉の占田・課田・租調制の成立や租調の徵收體系について改めて檢討し、筆者の見解を述べてきた。以下、再び食貨志所載「戸調之式」を取り上げ、その全體的な內容と構成を說明して結びとしたい。

本稿の冒頭で、筆者は食貨志所載「戸調式」を内容から七條項に分けた。關連する記事の再檢討を經てきた今、この七條項の內容を次のように解釋することができる。

㈠は西晉の戸調の徵收に關する規定である。この規定は、後に西晉王朝の重要な法規となる晉律令や諸侯封爵制度と同時に、曹魏末の咸熙年閒に發案され、魏晉革命後、統一王朝の制度の一つとして實施された。內容から見てそれは泰始三年の晉令中、戸調令の一部のはずである。「丁男の戸は歲ごとに絹三匹綿三斤を輸し、女及び次丁男の戸を爲す者は半ばを輸す」とは政府の定めた總原則で、實際に施行される時には戸等の高低に應じて徵收された。その他、各地域の產業構成の特徵に應じて幾多の細則があったろうし、初學記と太平御覽所引晉令佚文は泰始戸調令の一部のはずで、つまり晉初に制定された戸調徵收規定は食貨志㈠のみでなく、極めて多くの內容を含んでいたはずだが、ただ今日その全貌を知ることはできない。

㈡は二つの內容を含んでおり、一つは邊郡の編戸の戸調規定、一つは今の四川西南部、湖北西部、湖南一帶に住んだ夷人の課稅規定である。これら夷人からの賓布徵收は、秦漢以來の制度である。これら夷人の分布地域を考慮すれば、㈡の規定は太康元年の平吳以後に增補されたものであろう。

㈢は男女の占田規定である。占田は民閒の私田を制限するものではなく、舊典農官の屯田を處理する際の一規定である。屯田民が舊屯田を取得、それを私有化する際、家長となる「男子」の占有しうる田畝は多くとも七〇畝を越えてはならず、家長の妻となる「女子」は最大三〇畝を越えてはならず、夫婦合計で一〇〇畝を越えることはできない。この規定は古代社會の「一夫百畝」の理念を繼承したもので、既に畝制が變わっていた魏晉期にあって、舊屯田を多く占有していたであろう屯田地區の權勢家に對し一抹の拘束力を持った以外には、廣範な屯田民に對して大した影響は及ぼさなかった。家族で屯田を經營していた舊屯田民は、單に現在耕作する土地（その經營する土地は一〇〇畝以下のはずで、通常は五、六〇畝であっただろう）を申告、登記等必要な手續きを經ただけで私有化できたと推測される。よって占田「百畝」を課稅對

象と見なすことはできない。

㈣は田租の徴收規定である。これで筆者は「課田」が民戸に分配耕作させられた官田であるといった田制説は取らず、田畝に應じ田租を徴收する規定と見る。「其外」とは別の一法規を述べる頭につく語で、下文と續けて「其外丁男」と讀んではならず、またそれゆえ㈢と㈣は性質を異にする法規である。勞働生産能力の點から考えて、㈣の「丁男」「丁女」「次丁男」はいずれも「丁男の戸」「丁女の戸」「次丁男の戸」の意味である。丁男の戸は五〇畝、丁女の戸は二〇畝、次丁男の戸は一〇畝とは、政府が編戸の生産能力を考慮の上、當時の農民の實際の耕作狀況をも參照し制定した値である。ただこれは地方の下部組織に與えられた一つの標準に過ぎず、また法規の表面上は按戸徴收定額租のように見えても、實際の徴收過程ではなお實際の耕作する田畝數、ひいては田畝の良薄の程度をも考慮の上で徴收が行われた。租額は平均毎畝四斗で、これは曹魏の田租を繼承している。

㈤は所謂「丁中」制で、㈣の後にかかり㈣の「丁男」「丁女」「次丁男」の具體的年齡規定を説明している。

㈥は「遠夷」に對する課稅規定である。この條の「遠夷」は㈡の「夷人」とは違って、長江の南北に廣く散在する蠻夷を指す。彼らは晉王朝の統治に服屬しつつもなお元來の部落形態を保持し、漢人中心の地域周邊の山岳地帯に住み、晉政府に「義米」を輸納していた。

㈦は官人の官品に應じた占田・蔭客の規定で、㈠～㈥の庶民の租調規定と性質上區別される。その內容は戸調令には屬さなかった可能性がある。

以上の諸規定から見て、㈠㈢㈣㈤の諸條は早くも西晉建國前後には既に形成されており、平吳以後、江南の舊吳領にも押し廣げられたものであろう。領域の擴大に伴い新たな情勢に適應すべく、㈠の後に㈡を附加し、㈣の後に㈥を附加した可能性が極めて高い。よって、食貨志の作者が以上これらの條文の前に「平吳之後」を冠したのは嚴密に言えば事實には合わない。

まず一方で、通典はこれらの内容を種類ごとに分別して「田制」「賦税」「丁中」という別々の項目中に入れている。杜佑のこのような史料處理の方法を、鈴木俊氏は隨意に食貨志の内容を分解したものだと指摘した。[73] しかし杜佑が通典を撰述した時、この部分の内容が直接に食貨志に據っているか、それともその他の文獻に據ったか、それを今日知ることはできない。通典の體例と分類から言えば、杜佑の史料處理は當を得ていると思われる。ただ、「課田」規定を「田制」に入れているため今日の我々は混亂に陷ったのだが、これは杜佑の時代すでに「課田」が一體どんな制度なのか分からなくなっていたことを示すものでもある。一方で食貨志は異なる時期、異なる性質の社會經濟制度の條文を一緒に集め、「戸調之式」を冠するという史料處理の方法を採っており、それ自體に大きな缺陷がある。渡邊信一郎氏の指摘のように、[74]「戸調之式」の「式」を法令の呼稱とする例は西魏まで見えず、よって「戸調之式」の呼稱は或いは全く食貨志撰者の恣意的濫用にかかるものかも知れない。

最後に、西晉の占田・課田・租調制度に對して筆者の出した以上の見解から、これらの制度が新たにどう評價されうるかを一言述べたい。先人の研究ではしばしば、西晉の占田・課田規定が北魏以後の均田制の源流ないし先驅と見なされ、或いはこれを井田制から均田制へと發展する歷史の潮流の重要な一環と見、均田制に關する多くの研究がいずれも西晉の占田・課田制から說き起こしている。しかし筆者の見るところ、そのような必然性は認められないようである。田制について言えば、西晉に公田の課佃制度は存在したものの、ただそれは「武吏」など一部の特殊階層に限られ、編戸の私田に對しては不干涉政策がとられた。土地の還授規定がない以上、土地について制度の上でも露田・桑田・麻田の區別はなかった。賦稅制度について言えば、九品の戸等に應じて戸調を徵收し、實際の耕作面積に應じて田租を徵收するというのは、均田制下で政府が土地人頭への管理を強化し、恐らく從來の下三品（九品の下下～下上）に準じて租調額を制定するやり方とは異なり、完全に曹魏租調制を繼承したものである。形式の上でも理念の上でも、兩者の間には根本的な區別がある。魏晉革命の際、私有地の所有や賦稅制度において大きな變化が起きたとは考えられず、曹魏と西晉の田制・賦稅制度

は自ずから一連の系統をなしている。こういう制度が北魏前期まで一貫して影響を持っており、そこには明らかな時代的特徴が見られる。これらの問題については、今後一層の検討を待たねばならない。

註

（1）拙稿「戰國秦漢大、小畝制新證」（『中國文化研究所學報』新第八期、香港、一九九九）。この論文は一九九八年の掲載豫定だったが、出版事情で一九九九年まで延期された。『史林』第八一卷第六號、一三一頁注①で一九九八年號としているが、ここに謹んで訂正する。
拙稿「曹魏租調制度についての一考察――特にその租額問題を中心として――」（『史林』第八一卷第六號、一九九八）。

（2）日本の學界では、比較的早い時期の整理總論として次がある。
越智重明「西晉の田制、賦稅に關する近年の諸研究」（『東洋學報』第四三卷第一號、一九五八）。
礪波護「課と稅に關する諸研究について」（『東洋史研究』第二〇卷第四號、一九六二）。
米田賢次郎「晉の占田・課田――その學說の整理――」（『歷史教育』第一二卷第五號、一九六四）。
藤家禮之助「西晉の田制と稅制」（『史觀』七三號、一九六六）、のち同『漢三國兩晉南朝の田制と稅制』（東海大學出版會、一九八九）再收。
中國の學界では、一九八〇年代以前にはこの方面の整理總論が極めて少なく、ごく簡單な整理が各論文中に散見するに過ぎない。

（3）伊藤敏雄「占田・課田制に關する諸研究」（『東洋史論』第三號、一九八二）。

（4）宮崎市定「晉武帝の戶調式に就いて」（『東亞經濟研究』第一九卷第四號、一九三五）、のち同『アジア史研究』（東洋史研究會、一九五七）及び『宮崎市定全集　六朝』（岩波書店、一九九二）再收。以下、諸說の代表論者の論著は省略、前註(3)伊藤敏雄氏の總論を參照されたい。

（5）伊藤敏雄「西晉の占田・課田制の再檢討」（中國古代史研究會編『中國古代史研究』第五所收、雄山閣出版、一九八二）。

（6）楠山修作「晉書食貨志記載の遠夷の二字について」（『東方學』第七一號、一九八六）、のち同『中國古代國家論集』（私家版、一九九〇）再收。

（7）渡邊信一郎「占田・課田の系譜――晉南朝の稅制と國家的土地所有――」（中國中世史研究會編『中國中世史研究　續編』、京都大學出版會、一九九五）所收。

（8）楠山修作「晉書食貨志の一考察」（『東方學』第五一號、一九七五）、のち同『中國古代史論集』（私家版、一九七六）再

收。

(9) 渡邊信一郎氏は「分田觀念」を提唱し、それが氏の一群の研究における軸となっている。氏によれば、分田觀念とは春秋戰國の際に形成された小農民經營の社會實體で、通常言われる「百畝の分」である。この「百畝の分」は私有の性質を持ち、つまり私田である。詳しくは氏の「分田農民論」(中國史研究會編『中國史像の再構成—國家と農民』、文理閣、一九八三年に「分田考」の題で初出。のち同『中國古代社會論』、青木書店、一九八六年に再收)、「阡陌制論」(『東洋史研究』第四三卷第四號、一九八五、のち同『中國古代社會論』に再收)を參照されたい。氏は西晉の「男子一人占田七十畝、女子三十畝」を「分田觀念」の繼承とする。この理解は決して誤りでないが、具體的な見地から西晉の占田・課田制を全體として正しく理解するためには、なお檢討の餘地が殘るようである。

(10) 周國林「西晉田租研究回顧與思考」(『中國史研究動態』、一九八八年第一〇期)。

(11) 劉安志「建國以來關於西晉占田課田制的研究述評」(『中國史研究動態』、一九九三年第一一期)。

(12) 兩者の對應關係について、伊藤氏前註(3)を參照されたい。

(13) 前註(1)拙稿「戰國秦漢大、少畝制新證」。

(14) 秦漢魏晉南北朝期の畝產について筆者は基礎的研究を進めている所で、成果は未發表だが、內容の梗概は前註(1)拙稿「曹魏租調制度についての一考察」第三章注⑦で述べている。

(15) 前註(1)拙稿『曹魏租調制度についての一考察』。

(16) 米田賢次郎「漢魏の屯田と晉の占田・課田」(『東洋史研究』第二一卷第四號、一九六三)。

(17) 余遜「魏及西晉的土地占有形態和封建剝削」(『進步日報』一九五二年五月九日・二七日)、のち歷史研究編輯部編『中國歷代土地制度問題討論集』(三聯書店、一九五七)再收。

(18) 苑士興「曹魏屯田制與西晉占田制」(『教學研究集刊』一九五五年第一期)、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收。

(19) 張維華「試論曹魏屯田與西晉占田上的某些問題」(『歷史研究』一九五六年第九期)、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收。

(20) 金家瑞「西晉的占田」(『新史學通迅』一九五五年一一月號)、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收。

(21) 例えば張維華氏は言う。「三國期に入ると、土地は世族地主か、さもなければ統治政權に歸し、小封建地主と個々の小生產者はごく輕微な地位しか占めなかった」つまり氏らは屯田制が曹魏時代に一般の土地制度であったことを前提とし、從って魏末晉初に屯田が廢止されて以後は別の新たな土地制度がそれに代わる必要があったと考える。そして文獻にはあたかも土地分配に關する制度として占田制が見えるため、氏らは占田制こそが曹魏の屯田制に代わり西晉全土に施行された土地制度だとするのである。そのため更に、諸氏は食貨志(一)～(七)、時には(一)以前にある王公侯の京城の田宅・蒭藁田規定までをも、なべて占田制と見なしてきた。因

みに晉書食貨志の「又制戸調之式」の前に「及平吳之後、有司又奏、詔書、王公以國爲家、京城不宜復有田宅、今未暇作諸國邸、當使城中有往來處、近郊有芻蕘之田。今可限之、國王公侯、京城得有一宅之所、近郊田、大國田十五頃、次國十頃、小國七頃。城內無宅城外有者、皆聽留之」とある。

(22) この意見を支持する者には、
鈴木俊「占田・課田と均田制」(中央大學編『中央大學七十周年記念論文集』(文學部)、一九五五)、のち同『均田・租調制度の研究』(刀水書房、一九八〇)再收。
西村元佑「勸農政策と占田課田」(『史林』第四一卷第二號、一九五八)、のち同『中國經濟史研究—均田制度篇—』(東洋史研究會、一九六八)再收。
前註(2)藤家禮之助。
前註(8)楠山修作。
前註(5)伊藤敏雄。
童超「論西晉土地、田賦、勞働人口管理體制的改革」(『中國史研究』一九八七年第三期)。
などがある。

(23) 漢代における流民の「占戸」についての史料整理は西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』(東京大學出版會、一九六一)第二章第一節「民爵賜與の事例」を參照。

(24) 晉書文苑・趙至傳には「字景眞、代郡人也。(中略)至詣魏興縣、見太守張嗣宗、甚被優遇。嗣宗遷江夏相、隨到浿川、欲因入吳、而嗣宗卒、乃向遼西而占戸焉」とある。張嗣宗の事跡や生沒年は不明だが、趙至はのち太康年間に良吏として洛陽に赴いているので、彼が遼西で戸を占したのは晉初であろう。「占戸」の意味は後漢の「自占」と何ら變わっていない。唐代の用例は、例えば新唐書食貨志に「監察御史宇文融獻策括籍外羨田、逃戸自占者、給復五年」とある。

(25) 王天奭「西晉的土地與賦稅制度」(『歷史研究』一九五六年第七期)、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收。

(26) 唐長孺「西晉田制試釋」、同『魏晉南北朝史論叢』(三聯書店、一九五五年第一版)所收。

(27) 洪序「西晉李重駁恬和一事發生時間的商榷」(『歷史研究』一九五八年第六期)。

(28) 屯田民の桑麻生産と雜役負擔については、以下の史料から窺える。三國志卷一二司馬芝傳には「武皇帝(曹操)、特に屯田の官を開き、專ら農桑を以て業となす」とあり、屯田民には「正月より耕種し、耘鋤して桑を條み、耕壟して麥を種え、獲刈して場を築き、十月にして乃ち畢る」等の屯田勞働以外にも「廩を治め橋を承け、租賦を運輸し、道を除き梁を理め、宅屋を墐塗す」等の雜役があった。また三國志卷九曹爽傳には、何晏らが「政を專らにし」た時、「共に洛陽・野王の典農部の桑田數百頃を割く」とある。

(29) 西嶋定生前註(23)。

(30) 前漢期、「天下の男子に爵を賜」わった事例は哀帝建平四年(前三)の一例以外に文獻には見えないが、居延漢簡にも一例が見出される。「永光二年二月甲辰赦令賜男子賜爵一級 □乙丑□□□□三級」(『居延漢簡 圖版之部』五一九頁二一七・三簡)。永光二年(前四二)の賜爵を漢書元帝紀

には「賜民爵一級」に作り、「男子」の語を用いていない。

(31) 續漢書百官志、關內侯條の劉劭注に引く「爵制」には「吏民爵不得過公乘者、得賁與子若同產」とある。西嶋定生氏は註(23)前揭書七五頁で「不得」を衍字とし、「吏民の爵公乘を過ぐる者は子若しくは同產子に賁與するを得」に改める。しかし「吏民は爵公乘を過ぐるを得ず、過ぐる者は子若しくは同產子に賁與するを得」の誤りの可能性もある。同樣の賜爵事例は安帝元初元年(一一四)と順帝陽嘉元年(一三二)にも見られる。

(32) 西晉期の墾田數は不明で、そのため每戶平均の耕田の概數も知り難い。同じく大畝制を用いていた漢代では平均六、七〇畝前後で、西晉期もこれと大きくは隔たらなかったと推測される。梁方仲『中國歷代戶口、田地、田賦統計』(上海人民出版社、一九八〇)正編甲表1を參照。

(33) 加藤繁『支那經濟史概說』(弘文堂書房、一九四四)第三章「土地制度」、二六頁。

(34) 藤家禮之助「西晉諸侯の奉秩—『初學記』所引「晉故事」の解釋をめぐって—」(『東洋史研究』第二七卷第二號、一九六八)、のち同『漢三國兩晉南朝の田制と稅制』再收。

伊藤敏雄「西晉諸侯の奉秩についての一試論」(『アジア諸民族の社會と文化 岡本敬二先生退官記念論集』所收、國書刊行會、一九八四)。

兩氏は共に占田一〇〇畝を課稅の對象としている。

渡邊信一郎は前註(7)參照。

(35) 例えば、

余遜「由占田課田制看西晉的土地與農民」(『進步日報』一九五一年二月一六日)、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收。

侯外廬「魏晉南北朝社會經濟的構成」、同『中國封建社會史論』(人民出版社、一九七九)所收。

高志辛「西晉課田考釋」、『魏晉隋唐史論集』第一輯(中國社會科學出版社、一九八一)所收。

などはその論者(著)である。

(36) 「督課耕田」說をまず提起した唐長孺氏によれば、政府は一六歲から六〇歲までの一般民に對し、自分の土地を持つか否かを問わず一律に五〇畝(丁女は二〇畝)の耕作を求め、そこに「民を驅りて農に歸す」意が寓せられているという(唐長孺前註(26))。日本のBⅡ說もこれに似ている。やや後、王天奬氏は「稅制說」を出した。氏によれば課田と占田は性質上全く異なる制度で、占田が一種の限田制であるのに對し課田制は單なる賦稅制度であるという(王天奬前註(25))。以後、徵稅が戶單位か丁單位か等の點で對立はあっても、王氏の提起したこの稅制說は多數の研究者に受け入れられ、中國の學界で主流的見解となっている。主な研究は以下のいくつかがある。

楊波「西晉田制賦稅的初步考察」(『文史哲』一九五八年第五期)。

高敏「關於西晉占田、課田制的幾個問題」(『歷史研究』一九八三年第三期)、のち同『魏晉南北朝社會經濟史探討』

（人民出版社、一九八八）、同主編『魏晉南北朝經濟史』（上海人民出版社、一九九六）再收。

童超前註(22)。

などがある。また「督課耕田說」と「稅制說」の二者を總合した說もあり、課田制は稅制である上に耕田を督課する性質をも持ったとする。次の諸研究がその例である。

柳春藩「關於西晉田賦制度問題」（『史學集刊』一九五六年第二期、のち『中國歷代土地制度問題討論集』再收）、「試論占田制下的生產關係」（『史學集刊』一九五七年第一期）、のち兩文は同『秦漢魏晉經濟制度研究』（黑龍江人民出版社、一九九三）再收。

黎虎「論西晉占田制的歷史淵源」（『中國史研究』一九八五年第三期）。

鄭欣「兩晉賦稅制度的若干問題」（『文史哲』一九八六年第一期）、のち同『魏晉南北朝史探索』（山東大學出版社、一九八九）再收。

(37) 平中苓次「漢代の營業と「占租」に就いて」（『立命館文學』第八六號）、「漢代のいわゆる「名田」・「占田」に就いて」（『和田博士還曆記念東洋史論叢』所收、講談社、一九五一）、のち同『中國古代の田制と稅制—秦漢經濟史研究—』（東洋史研究會、一九六一）所收。

(38) 鈴木俊前註(22)。

(39) 唐長孺「北齊標異鄉義慈惠石柱頌所見的課田與莊田」（『武漢大學學報』一九八〇年第四期）、のち同『山居存稿』（中華書局、一九八九）再收。

(40) 高敏前註(36)。

(41) 高敏「兩晉南朝租調制度考辨」、同『魏晉南北朝社會經濟史探討』所收、『魏晉南北朝經濟史』再收。また「丁租」說を支持するものには鄭欣前註(36)などがある。

(42) 周國林「曹魏西晉租調制度的考釋與評價」（『華中師院學報』一九八二年增刊）。

(43) 童超前註(22)。

(44) 「勸農賦」に描かれた頃畝調査と良薄審査は、丁租說を支持する鄭欣氏（前註(36)）には理解しがたいものだったようで、結局氏は土地稅の徵收に當たり「九品相通」の方法が採られたと推測するしかなかった。しかし西晉期の土地稅徵收が九品相通の形を取っていたとの確證はなく、假に本當にそれが行われていたとしても、その場合九品を評定するための主な標準はなお他でもない、實際に耕作される土地であったはずである。

(45) 高志辛「對『西晉的土地和賦稅制度』的意見」（『光明日報』一九五六年一一月二二日、のち『中國歷代土地制度問題討論集』所收。

柳春藩前註(36)「關於西晉田賦制度問題」。

(46) 盧開萬「西晉的課田與田租」（武漢大學歷史系魏晉南北朝隋唐研究室編『魏晉南北朝隋唐史資料』第九・十期、一九八八）。

(47) 前註(1)拙稿「曹魏租調制度についての一考察」。

(48) 程樹德『九朝律考』（中華書局、一九六三年第一版、一九八八年第二刷）。

(49) 仁井田陞『唐令拾遺』二二七・六一三・六六四頁「晉戶調令」（東京大學出版會、一九八三年復刻第二刷）。

(50) 鈴木俊前註(22)。

(51) 曾我部靜雄「養老令の田租の條文について」（『日本歷史』二三九、一九六八）、のち同『中國律令史の研究』（吉川弘文館、一九七一）再收。

(52) 曾我部靜雄「均田法の名稱と實態について」（『東洋史研究』第二六卷第三號、一九六七、第二八卷第二・三合併號、一九六九）、のち題を「井田法と均田法」に改め、同『中國律令史の研究』に收めた。

(53) 堀敏一「魏晉の占田・課田と給客制の歷史的意義」（『東洋文化研究所紀要』六二、一九七四）、のち同『均田制の研究』（岩波書店、一九七五）再收。

(54) 晉書刑法志によれば、晉文帝司馬昭が咸熙元年に晉王となった時、賈充・鄭沖・杜預らに命じて律令を刪定させた。泰始三年、賈充は晉武帝に律二十卷、令四十卷、故事三十卷を上呈し、泰始四年に發布されている。以後再び晉代に律令を刪定した記錄はない。よって初學記所引晉令佚文は泰始令の一部だと推定される。

(55) 晉故事の編纂に關しては守屋美都雄「晉故事について」（『和田博士古希記念東洋史論叢』所收、一九六〇、のち同『中國古代の家族と國家』再收、東洋史研究會、一九六八）を參照されたい。

(56) 唐長孺前註(26)。

(57) 天野元之助「西晉の占田・課田についての試論」（『人文科學』第八卷第九號、一九五七）。

(58) 拙稿「西晉諸侯分食制度考實」（『中國史研究』二〇〇〇年度に掲載決定）。

(59) 隋書經籍志に「荀綽「百官表注」十六卷」とあり、章宗源「隋書經籍志考證」卷一〇には「百官表注十六卷、荀綽撰、梁有隋亡」（『廿五史補編』第四册五〇一〇頁）とある。一方、姚振宗「隋書經籍志考證」卷一七では西晉荀勗の撰で、泰（太）康六年に獻上し、「本傳但節錄其語、不載其全、後荀綽取以爲注歟。然綽傳不言注此書、疑仍是荀勗之誤」としている（同第四册五三一三頁）。よって二說が存する。因みに、荀綽は荀勗の孫。

(60) 晉書地理志。

(61) 鈴木俊「晉の戶調式と田租」（東方學會編『東方學會創立十五周年記念東方學論集』所收、一九六二）、のち同『均田・租調制度の研究』再收。

(62) 野中敬「西晉戶調式の『夷人輸賓布』條をめぐって」（『東方學』第九十五輯、一九九八）。

(63) 魏書食貨志に「先是、天下戶以九品相通、戶調帛二疋、絮二斤、絲一斤、粟二十石。又入帛一疋二丈、委之州庫、以供調外之費。至是、戶增帛三疋、粟二石九斗、以爲官司之祿」とある。

(64) 「張丘建算經」三卷、叢書集成初編『知不足齋叢書』による組版印刷、商務印書館。

(65) 王仲犖『魏晉南北朝史』（上海人民出版社、一九八〇）下册第七章第三節。

(66) 錢寶琮『中國數學史』（科學出版社、一九六四年）及び『算經十書』（中華書局、一九六三）に收錄される同「張丘建算經提要」を參照。

(67) 鄭欣前註(36)。

(68) 周國林前註(42)。

(69) 余氏は一九五〇年代中國における占田・課田制論爭の中心人物の一人である、氏は「由占田課田制看西晉的土地與農民」（前註(35)）の中でやはり晉故事佚文（Ⅰ）（Ⅱ）の矛盾に氣づき、「收租四斛」は上文で誤脫した「畝」の字を承け、實は「畝ごとに收租四斛」であったとする。更にこの訂正に基づき、「一畝につき四斛が通常の生產量で、課田五〇畝、畝ごとに四斛を收むとは、五〇畝の全收穫を收稅することである」とする。以後、侯外廬氏（前註(35)）も同樣の說を出している。五〇畝の收穫全部を地租として政府に上納するという、この種の勞役地租說は、この時期の勞働生產率や西晉の課田の意義を改めて認識した今となっては明らかに誤っている。しかし余氏が「畝ごとに租四斛を收む」と訂正したことは、後人の研究を啓發することになった。

(70) 賀昌群「升斗辨」（『歷史研究』一九五八年第六期）。

(71) 拙稿前註(58)「西晉諸侯分食制度考實」。

(72) 河原正博「晉の戶調式の遠夷について」（鈴木俊教授還曆記念會編『鈴木俊教授還曆記念東洋史論叢』所收、一九六四）、「西晉の戶調式に關する一研究—「遠夷不課田者」を中心として—」（『法政大學文學部紀要』第一〇號、一九六四）。のち同『漢民族華南發展史研究』（吉川弘文館、一九八四）再錄。

伊藤敏雄「遠夷不課田者をめぐって—占田・課田制の一考察—」（『東洋史論』第一號、一九八〇）。

河原正博氏は「遠」と「邊」の字形から、「遠夷」は「邊夷」の誤りかも知れないと推測するが、これは字形に拘り過ぎた解釋である。伊藤敏雄氏の研究は基本的に河原氏の基礎の上に展開されているが、河原氏の「邊夷」說を批正している。兩氏の占田・課田や內郡民丁の田租負擔に對する見解は筆者と大きく異なるが、「遠夷」が衍字でないという點に關しては筆者も贊同する。

(73) 鈴木俊前註(61)。

(74) 渡邊信一郎前註(7)一六九～七〇頁註3。

本稿の和譯には同窓の佐藤達郎さんの一方ならぬご援助に預かり、深く感謝の意を表します。

any official position. "Wen-ren" 文人 had originally referred to the so-called "Shi-da-fu" 士大夫, but when some of the "Shan-ren" were regarded as the typical intellectual in the late Ming, the dividing line between the "Wen-ren" and the "Shan-ren" became ambiguous. Li Ri-hua was able to lay his academic foundation under the influence of the typical "Shan-ren" such as Zhou Lu-jing 周履靖 and Chen Ji-ru 陳繼儒 in those times. However, he had been trying to act as the most eminent intellectual without doing the job of making or appraising arts since he had become an official.

A RESEARCH ON THE SYSTEMS OF ZHAN-TIAN 占田, KE-TIAN 課田 AND ZU-DIAO 租調 UNDER THE WESTERN JIN DYNASTY 西晉

ZHANG Xue-feng

Despite the considerable amount of recent studies about the systems of zhan-tian 占田, ke-tian 課田 and zu-diao 租調, under the Western Jin dynasty 西晉, most of the studies focus on deciphering the existing literature, but pay hardly any attention to the actual condition of agricultural production on which the formation of the above systems were based in that time. Hence this article attempts to re-assess the systems based on my recent research of the zu-diao system under the Wei dynasty from the viewpoints of labour cultivating capacity and productivity per *mu* 畝. It can be concluded as follows. Actually, zhan-tian means neither the limitation of private land holdings or the procedure of approving private land holdings as previous studies suggested nor the rule allowing every person to hold certain area of land, but the regulation over the cultivated land managed by the original agriculture officer 典農官 in that time. Also, ke-tian is not the official land distributed to the peasant and its cultivation is compulsory or semi-compulsory as recent studies asserted but a land tax upon the peasant according to the unit of *mu*. In other words, it is a kind of tax. Thus there was no cultivated land called zhan-tian nor ke-tian in the Western Jin dynasty. Despite the record that each man 丁男 is to

be granted fifty *mu* of land as stated in the Chapter of Economy 食貨志 of the *Jin History*『晉書』and a fragment of *Jin Gu-Shi*『晉故事』, it seems that a man was unable to cultivate such a large area of land in that time considering the labour cultivating capacity. Thus, it was probably a general principle laid by the government on the basis of farmer's cultivating capacity. Its ideal is consistent with the regulation over household tribute. On the other hand, the basic part of the zu-diao system was instituted early in the founding period of the Western Jin rather than the first year of Tai-kang 太康 when the Wu 吳 dynasty was recovered. Under the system, the household tribute 戶調 is levied according to the nine-rank principle 九品相通 (nine ranks are distinguished on the basis of household property), while the land tax 地租 is levied by referring to the actual size of cultivated land of each household. The tax rate is four *dou* 斗 per *mu*. Thus, the zu-diao system of the Western Jin dynasty is obviously inherited from the land and tribute system of the Wei dynasty 魏 (220—265), and is ideologically different from the zu-diao collection system after the implementation of the Jun-tian system 均田制 by the Northern Wei dynasty 北魏. It itself implies the consistency of the development of socio-economic system in the early medieval China.

A STUDY ON THE UNREST AND CAUSES OF THE INVESTITURE-TRIBUTARY SYSTEM 册封進貢體制 IN THE YEARS OF JIAQING 嘉慶 AND DAOGUANG 道光 —WITH REFERENCE TO THE RYUKYUAN TRIBUTARY RELATIONS WITH CHINA—

NISHIZATO Kiko

Even before the Opium War, the unrest of the Investitute-Tributary System had begun as a result of the occurrence of the following factors which were internal and external pressure upon the System. 1) The Ryukyuan tributary ships often suffered from maritime accidents and assaults by pirates. 2) The Ryukyuan ships drifting ashore on the coast of China since the years of Jiaqing and Daoguang had increased, and the